

津和野町農業用肥料等価格高騰対策事業費補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年4月10日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第36号

津和野町農業用肥料等価格高騰対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 作物生産において必要不可欠な農業資材である肥料及び農薬については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市場の影響を強く受けざるを得ない状況である。円安等により価格が上昇する中で、農業経営に係る利益の減少を緩和するため、肥料及び農薬に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関し、津和野町補助金等交付規則（平成17年津和野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、町内に住所を有する個人及び団体で、申請時において次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 農産物及び特用林産物を生産販売する農業者
- (2) 町税等の滞納者でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が行う農薬及び肥料の購入に要する経費であって、次に掲げる全ての基準を満たすものとする。

- (1) 令和8年4月1日から令和8年10月31日までの間に購入された農業資材
- (2) 他の補助金の交付を受けていない農業資材

(補助金の額)

第4条 この補助金額は、前条の補助対象経費の3分の1以内とする。

(補助金の申請者)

第5条 補助金の申請は、個人及び団体（以下「申請者」という。）が行うものとする。

(交付手続の特例)

第6条 この要綱による補助金の交付の手続については、規則第10条に規定する実績報告及び同規則第11条に規定する確定通知書は省略するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者が規則第4条の規定により提出する申請書は、津和野町農業用

肥料等価格高騰対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)により、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定した場合、津和野町農業用肥料等価格高騰対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 申請者は、規則第9条の規定による交付決定を受けた申請の内容に変更が生じた場合、津和野町農業用肥料等価格高騰対策事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、規則第9条第2項の規定により補助金の交付の変更等を決定した場合、津和野町農業用肥料等価格高騰対策事業費補助金変更承認通知書(様式第3号の2)により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、津和野町農業用肥料等価格高騰対策事業費補助金交付請求書(様式第4号)を12月末日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。